

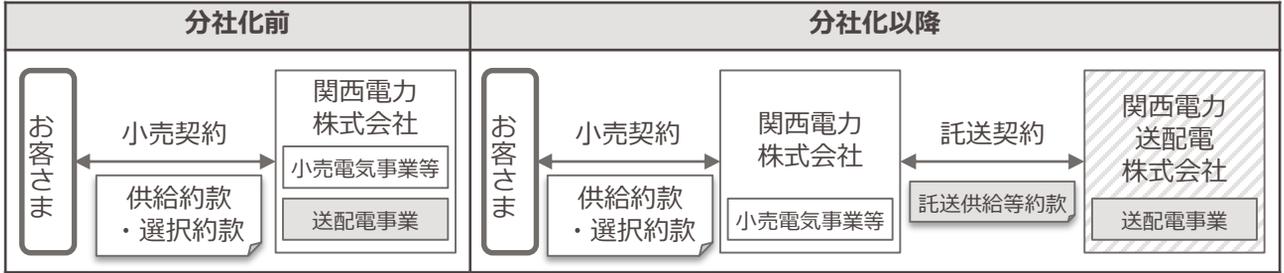
選択約款の見直しについて

お客さまとのご契約条件を定めた「選択約款」の見直し内容は、以下のとおりです。

1. 一般送配電事業の分社化に伴う見直し

一般送配電事業の分社化以降、一般送配電事業は「関西電力送配電株式会社」（以下、「関西電力送配電」といいます。）が行っております。

<イメージ>



(1) 一般送配電事業者である関西電力送配電が主体となって実施および判断する業務等について、その旨を明確化いたしました。

<例> 供給条件の項目につきましては、以下のとおり変更いたしました。
 変更前：当社は、
 変更後：当該一般送配電事業者は、

<明確化する項目>

対象メニュー	項目
深夜電力	深夜電力A、深夜電力B
第2深夜電力、融雪用電力	供給条件、その他
低圧蓄熱調整契約	夜間使用電力量の計量

(2) 関西電力送配電が定める「託送供給等約款およびその他の供給条件等」（以下、「託送約款等」といいます。）と内容が重複している箇所等を、託送約款等に基づく旨へ見直しいたしました。

<例> 「融雪用電力」の料金の項目につきましては、以下のとおり見直しいたしました。
 変更前：供給約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した
 変更後：託送約款等に定める基準に適合した

<見直しする項目>

対象メニュー	項目
低圧季時別電力	料金、使用電力量の計量
融雪用電力	料金
低圧蓄熱調整契約	夜間使用電力量の計量

(3) その他分社化に伴い必要な内容へ見直しいたしました。

対象メニュー	見直し内容
全てのご契約メニュー	託送約款等に変更があった場合、選択約款も変更することがある旨を記載いたしました。

2. 分社化以外での見直し（小売電気事業者としての見直し）等

対象メニュー	見直し内容
全てのご契約メニュー	選択約款の実施日を2020年10月1日にいたしました。
	消費税法の改正に伴う経過措置について、対象となる期間を経過しているため、削除いたしました。
	参照先の旧選択約款の実施日を2019年10月1日に変更いたしました。

3. その他

記載内容全般において、分かりやすい表現に見直しするとともに、一部の項目名や番号を変更いたしました。